

改正関係Q&A(府版)

(注) このQ&Aは、現時点の検討状況を基に作成したものであり、今後、修正等があり得ることについて御注意

番号	サービス種別	区分	質 問	回 答	備考
	居宅介護支援	福祉用具貸与の 位置付け	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合、少なくとも6ヶ月に1回サービス担当者会議を開催し必要性について検証しなければならないが、H18.4月以前から位置づけている利用者について、4月に担当者会議を行わないといけないか。	H18.4月以前に居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づけている場合において、一律4月に担当者会議を行う必要はありません。長期間検証がなされていない利用者から、少なくとも6ヶ月のうちに、順次サービス担当者会議において検証していただくことで差し支えありません。	

留意願います。